

第3章 計画の目標

3. 1 目指す将来像

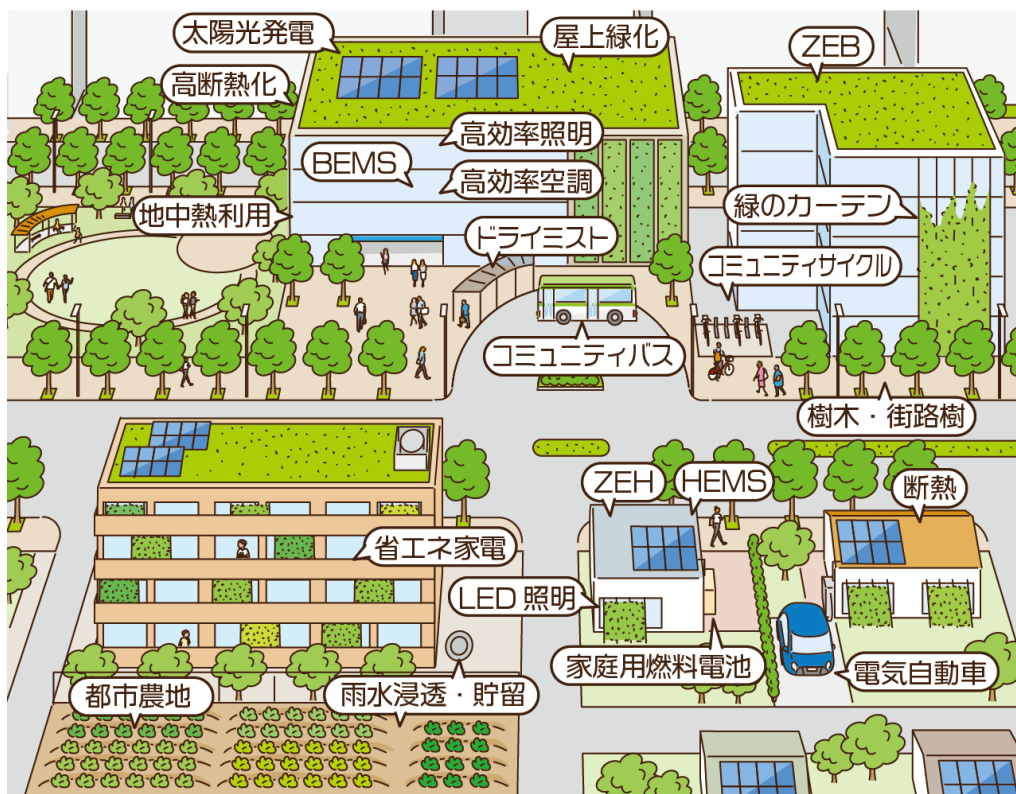
めざそう 脱炭素^sのまち 調布

～ひとりひとりの“かしこい選択”がつくる わたしたちの暮らしと未来～

本計画の上位計画である「調布市環境基本計画」では、持続可能な地球環境の保全等に努めることを基本理念に、またこれを受け、目指す環境の将来像の考え方では、「地球環境を守るため、私たちが自ら率先して行動することを目指す」ことを掲げています。

地球温暖化とこれに伴う気候変動は、地球規模の問題であり、市民生活に大きな影響を及ぼしつつあります。その原因となる温室効果ガスの排出源は市民の日常生活、事業活動の中にあります。すなわち、この問題は、誰もが原因者であると同時に、被害を受ける可能性があるのです。

このことから、本計画の目指す将来像は、市民一人一人が地球温暖化及び気候変動の問題に対する危機感を持ち、自分ごととしてとらえて意識、行動を変える“かしこい選択”を積み重ね、広げていくことで、暮らしを変え、未来の脱炭素社会^sの実現に貢献していくことを目指し、「めざそう 脱炭素のまち 調布～ひとりひとりの“かしこい選択”がつくる わたしたちの暮らしと未来～」とします。



令和 12 (2030) 年のまちのイメージ

3. 2 削減目標

(1) 将来推計

① 推計方法

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」[§]の平成 29 (2017) 年度までの温室効果ガス排出量データを用い、将来推計を行いました。

対象とする温室効果ガスは、調布市の温室効果ガス排出量の 91% を占め、かつ市の施策において主たる削減対象となっている二酸化炭素とし、追加的な対策を見込まないと仮定して、排出量の変動に影響する人口、業務用床面積などの要因の変動についての予測を行い、その値から将来の二酸化炭素排出量を推計しました。

推計の期間は、平成 30 (2018) 年度から、国、東京都が温室効果ガスの削減目標を設定している令和 12 (2030) 年度までを対象としました。

<将来推計の考え方>

将来の二酸化炭素排出量

$$= \text{現状のエネルギー消費原単位} \times \text{将来の活動量} \times \text{二酸化炭素排出係数}$$

(平成 29 (2017) 年度)
のエネルギー消費原単位を使用

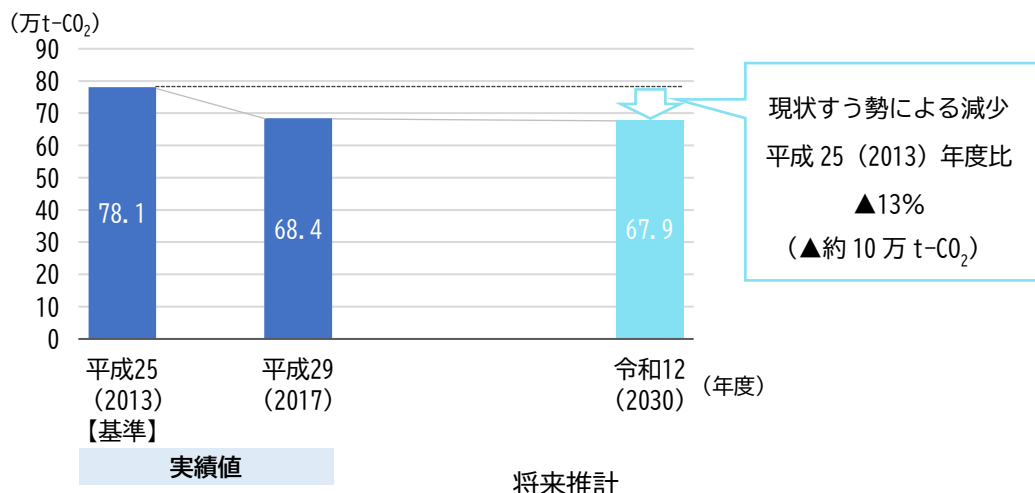
平成 29 (2017) 年度から
令和 12 (2030) 年度
の間の変動予測を反映

(平成 29 (2017) 年度)
の二酸化炭素排出係数を使用

② 推計結果

平成 30 (2018) 年度以降、追加的な温室効果ガス (二酸化炭素) 削減対策を行わない場合 (現状すう勢)、平成 25 (2013) 年度比で 13% 減少する見込みです。

主な減少要因として、調布市では平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度の間に購入電力の二酸化炭素排出係数の減少により民生業務部門・民生家庭部門の排出量が減少していることがあります。それに加え、平成 30 (2018) 年度以降の交通量の減少による運輸部門 (自動車) の排出量の減少が見込まれることなどから、平成 25 (2013) 年度比で 13% 減少すると推計されます。



(2) 削減目標

① 削減目標設定の考え方

ア 削減対象

市域の温室効果ガス排出量の9割以上を占め、かつ市民・事業者の行動が大きく関わる「二酸化炭素」を対象とします。

イ 基準年度及び目標年度

国及び東京都の削減目標を踏まえ、次のとおりとします。

基準年度 …… 平成 25 (2013) 年度

中期目標 …… 令和 12 (2030) 年度

長期目標 …… 2050 年

ウ 削減目標の設定方針

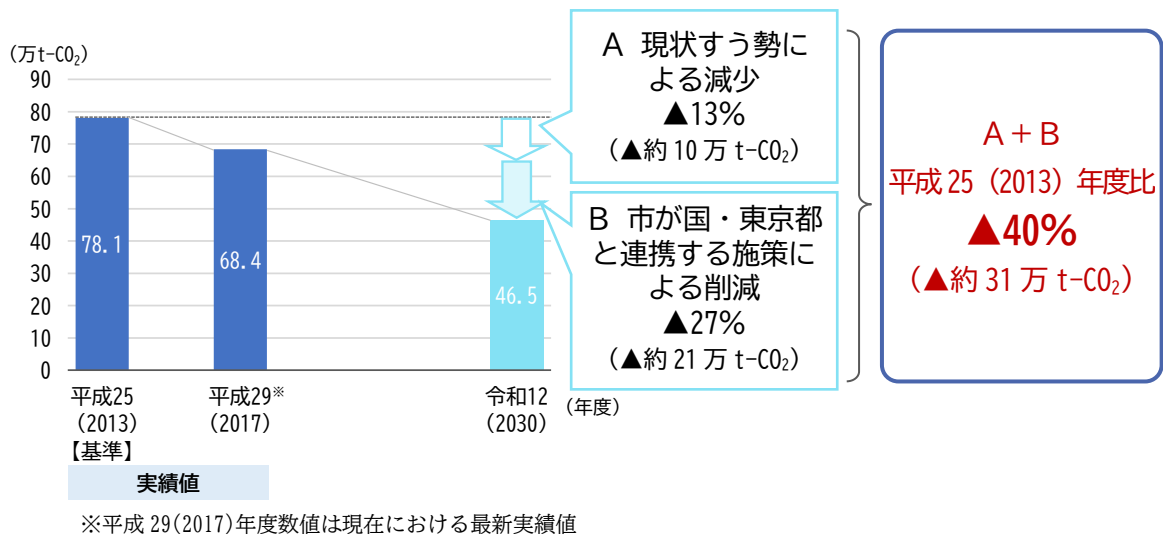
「東京都環境基本計画」(平成 28 (2016) 年 3 月) は、都全体で達成すべき温室効果ガス削減目標として、「2030 年で 38% (2013 年比)」を掲げています。調布市としては、これを達成すべく東京都の各部門別の目標値を用い、調布市独自の二酸化炭素排出量の削減目標を設定します。この目標値は意欲的なものですが、パリ協定[§]の発効を踏まえて、基礎自治体としての調布市がその役割を率先して果たす意味から、市民、事業者、市が一丸となり施策・取組を推進していくことで目標達成を目指します。

② 削減目標

ア 中期目標

令和 12 (2030) 年度に、温室効果ガス (二酸化炭素) の排出量を
平成 25 (2013) 年度比 **40%削減** することを目指します

東京都環境基本計画で示された「2030 年までに東京都の温室効果ガス排出量を 2013 年比で 38%削減」を踏まえ、目標値を算出しました。調布市の温室効果ガス (二酸化炭素) の排出量は今後追加的な対策を行わない場合 (現状すう勢: A), 平成 25 (2013) 年度比で 13% (約 10 万 t-CO₂) 減少する見込みです。中期目標の達成に向け、市が国や東京都の施策と連携して、市民・事業者と共に対策に意欲的に取り組むこと (B) により、さらに 27% (約 21 万 t-CO₂) の削減をすることが必要です。目標達成に向けて、「第 4 章施策・取組」に掲げる施策を進めていきます。なお、東京都のエネルギー起源 CO₂ の目標値の算出方法に合わせて、以下の実績値に廃棄物部門の数値は含めていません。



イ 長期目標

「2050 年に温室効果ガス (二酸化炭素) の排出実質ゼロ※」を目指します

本市においても、国や東京都が掲げる 2050 年までに温室効果ガス (二酸化炭素) の排出実質ゼロに貢献していくことを目標とし、更なる省エネルギーと再生可能エネルギーの利用促進を進めるとともに、新たな技術革新等を取り入れ、市民・事業者・市が協力して二酸化炭素排出量の削減を進めます。

※排出実質ゼロ：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

【参考】市が国や東京都と連携する施策による削減（B）のうち、市が取り組む主な対策例と削減見込み

市が国・東京都と連携して実施する対策のうち、市が取り組む主な対策と削減見込みは、下表のとおりです。それらにより約2万 t-CO₂の削減を目指します。

本対策は、「調布市環境基本計画」及び「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の進行管理と連携を図ります。

市が国・東京都と連携して実施する対策のうち、市が取り組む主な対策例と削減見込み

対策	令和12（2030）年度の削減見込み （t-CO ₂ ）	進行管理指標
住宅における太陽光発電システムの導入支援（太陽光発電設備設置補助）※1	988	・補助事業により設置した太陽光発電設備の公称最大出力の累計 ・市民による太陽光発電設備の導入割合※4
市民による再生可能エネルギー由来の電力購入の促進※2	10,796	・市民による再生可能エネルギー由来の電力購入割合※4
市役所における対策※3	7,018	・調布市役所の事務事業による温室効果ガス排出量
公共施設の屋根貸しによる発電	374	・公共施設の屋根貸しによる発電量実績
合計	19,176	

※1 平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までの補助実績（設置した太陽光発電設備の公称最大出力）の年平均（205kW）に対し、約1.3倍の設置を見込みます。

※2 8%程度の世帯が、再生可能エネルギー由来の電力を購入することを目指します。

※3 「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、調布市役所の事務事業による温室効果ガス排出量を削減します。

【主な取組】チーム調布市役所の率先行動（日常業務における実践行動）
 施設の新築、改修時の取組
 再生可能エネルギーの導入拡大
 ゼロエミッションビークル（ZEV）導入の推進等

※4 毎年度実施している「調布市民意識調査」の結果により進捗を把握します。

3.3 削減目標の達成に向けて

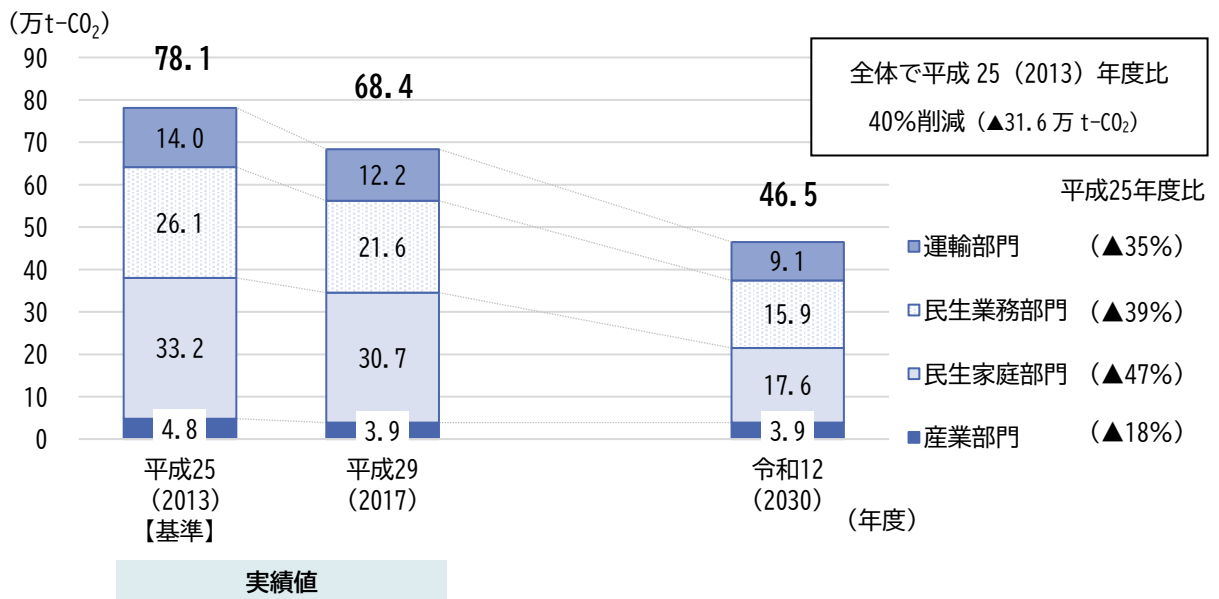
(1) 目標達成に向け各部門が目指す目標

調布市では、都が「東京都環境基本計画」に掲げる「2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2013年比で38%削減する」という目標を踏まえ、市としての目標値を設定しました。

具体的には、東京都が公表している令和12(2030)年における部門毎の削減目標値(運輸部門▲35%、民生業務部門▲39%、民生家庭部門▲47%、産業部門▲18%)を用い、調布市の各部門の平成25(2013)年度実績値に乘じる形で、部門毎の目標値を算出し、その合計値(46.5万t-CO₂)をもって総排出量の目標値とすることとしました。

これにより、令和12(2030)年度に、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を、平成25(2013)年度比で40%削減(▲31.6万t-CO₂)することを目標とします。

なお、東京都の目標基準に合わせ、以下の実績値に廃棄物部門の数値は含めていません。



二酸化炭素排出量の実績値と各部門が目指す水準

(2) 削減目標達成に向けた市民・事業者の取組目標

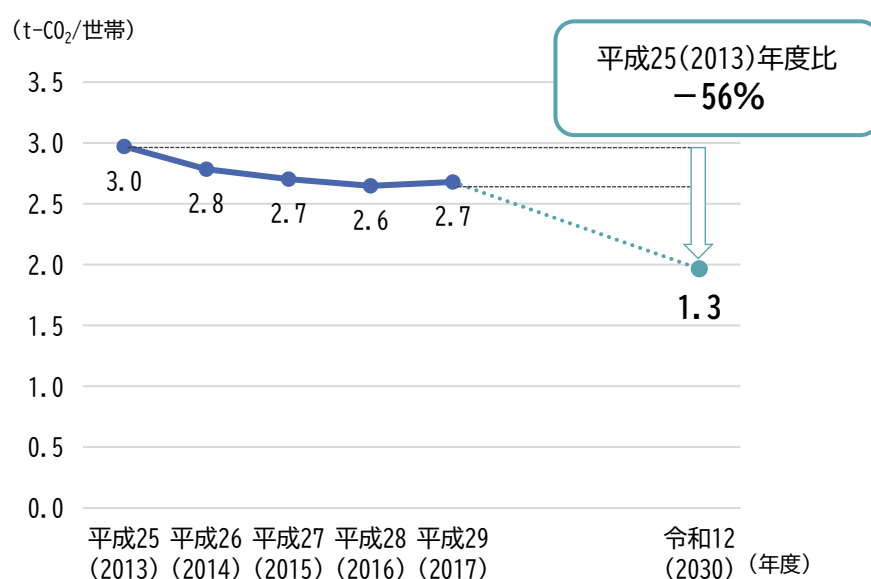
調布市は、民生家庭部門と民生業務部門の割合が高いことから、特にこれらの部門において、二酸化炭素排出量を削減する必要があります。このことから、市民、事業者の削減数値が分かりやすくなるよう、ここでは、「民生家庭部門における世帯当たりの二酸化炭素排出量」「民生業務部門における床面積当たりの二酸化炭素排出量」の目標を示します。

これらの目標は、東京都から各市区町村に提供される温室効果ガス排出量データを用いて、毎年度推移を把握していきます。

①民生家庭部門

民生家庭部門の排出目標は令和12年(2030)年度に平成25(2013)年度比47%削減ですが、世帯当たりの排出量は平成25(2013)年度比56%削減が目標となります。

削減に向け、「第3章 施策・取組」の「施策1 脱炭素^s型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及」、「施策2 再生可能エネルギー等の利用推進」等に示した「市民の取組」を実践していくことが必要です。



世帯当たりの二酸化炭素排出量の推移と削減目標達成に向けた令和12(2030)年度の目標

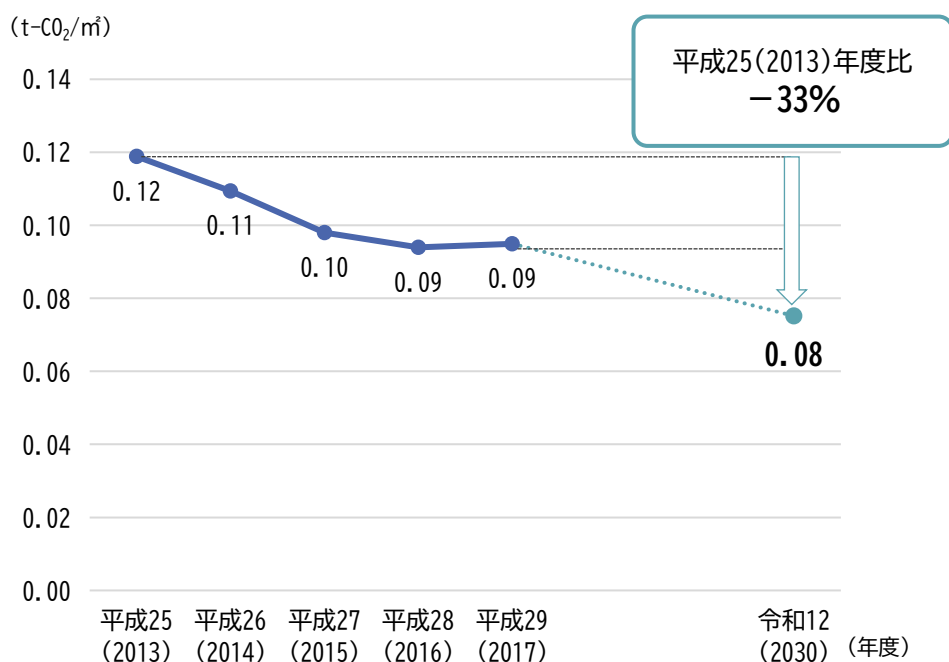
<目標達成に向けた市民の取組例> (p. 39, 44, 45 参照)

- ・日常生活の中で省エネルギー・節電行動を実践
 - ・省エネルギー性能の高い家電への買換え、設備の導入
 - ・新築・改修時のZEH^s化
 - ・壁や窓の断熱化等、住宅の省エネルギー化
 - ・太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入
 - ・再生可能エネルギー由来の電力の購入
 - ・家庭用燃料電池^sの導入
- など

②民生業務部門

民生業務部門の排出目標は令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 39%削減ですが、業務系建築物の床面積当たりの排出量は平成 25（2013）年度比 33%削減が目標となります。

削減に向け、「第3章 施策・取組」の「施策1 脱炭素^s型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及」、「施策2 再生可能エネルギー等の利用推進」等に示した「事業者の取組」を実践していくことが必要です。



業務系建築物の床面積当たりの二酸化炭素排出量の推移と削減目標達成に向けた令和 12（2030）年度の目標

<目標達成に向けた事業者の取組例> (p. 40, 44, 45 参照)

- ・ 事業活動に伴うエネルギー消費の見える化
 - ・ クールビズ・ウォームビズの実施
 - ・ ICTを活用した柔軟な働き方などの省エネルギー行動
 - ・ 省エネルギー性能の高い高効率な機器（照明、空調等）の導入、更新
 - ・ 新築・改修時のZEB^s化，省エネルギー基準への適合
 - ・ 壁や窓の断熱化等，建築物の省エネルギー化
- など

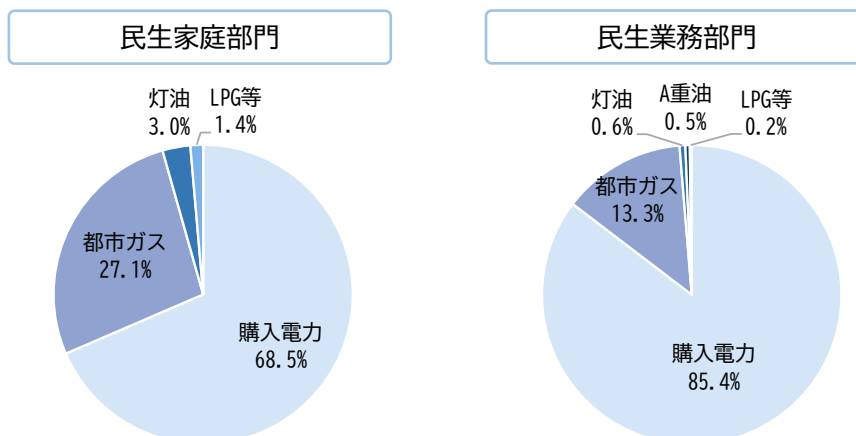
【参考】民生家庭部門及び民生業務部門で消費されるエネルギーと二酸化炭素排出量

家庭、事業所では、照明、エアコン、冷蔵庫、テレビなどの使用に電気を使い、給湯や調理、暖房などに都市ガスを使います。

消費したエネルギーの種類と量から算出した二酸化炭素排出量の割合を見ると、家庭（民生家庭部門）では、購入電力が68.5%、都市ガスが27.1%を占めています。事業所（民生業務部門）では、購入電力が85.4%、都市ガスが13.3%を占めています。

このことから、家庭や事業所において二酸化炭素排出量を減らしていくためには、照明や家電、OA機器、空調機器等を省エネルギー性能の高いものに変えるなどして省エネルギーを進めるとともに、使用する電気を再生可能エネルギーの比率が高いものに変えていくことが、非常に重要であることがわかります。

調布市におけるエネルギー源別に見た二酸化炭素排出量の割合



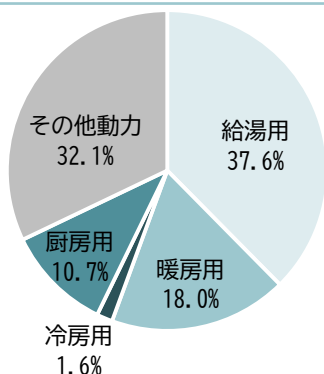
※自動車のガソリン利用による二酸化炭素排出量は、運輸部門に計上されることから、上記には含まれません。

(東京都提供資料を基に作成)

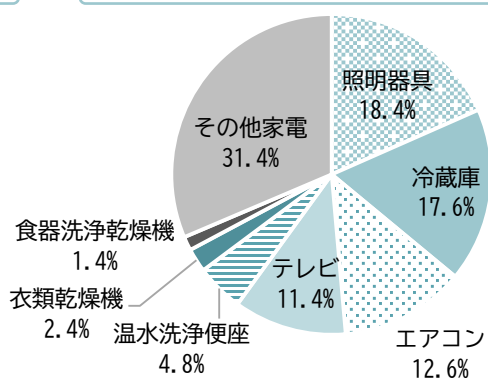
都内の家庭におけるエネルギー消費量を用途別に見ると、キッチンやお風呂の給湯が4割弱を占めています。また、電気使用量を機器別に見ると、照明、冷蔵庫、エアコンで約5割を占めています。給湯器、照明、冷蔵庫、エアコンなどを省エネルギー性能の高い製品に買い換えることも、重要な対策といえます。

東京都の家庭部門におけるエネルギーの使われ方

用途別のエネルギー消費量の割合



機器別の電気使用量の割合



(出典：「家庭の省エネ対策ハンドブック 2020」)